

# 横須賀市報

第 1915 号

|      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| 発行日  | 発行所 | 横須賀市小川町 11 番地<br>横須賀市役所 |
| 毎月   | 編集兼 | 横須賀市長                   |
| 10 日 | 発行人 | 上 地 克 明                 |
| 25 日 | 印刷所 | (有) 宮 村 印 刷 所           |

## 目 次

| 条 例                                                           |       |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| ◇常勤特別職員給与臨時特例条例……………                                          | 15537 |
| 規 則                                                           |       |
| ◇横須賀市児童相談所長事務委任規則中一部改正……………                                   | 15538 |
| 告 示                                                           |       |
| ◇道路の供用開始について……………                                             | ”     |
| ◇横須賀港における港湾管理者が指定する区域及び物件について……………                            | ”     |
| ◇指定納付受託者の指定について……………                                          | ”     |
| ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………                                   | ”     |
| ◇市道路線廃止について……………                                              | ”     |
| ◇道路区域変更及び供用開始について……………                                        | ”     |
| ◇徴収事務の委託について……………                                             | 15539 |
| 公 告                                                           |       |
| ◇過誤納金充当通知書の公示送達……………                                          | ”     |
| ◇市民税・県民税・森林環境税の督促状の公示送達……………                                  | ”     |
| ◇債権差押調書の公示送達……………                                             | ”     |
| ◇配当計算書の公示送達……………                                              | ”     |
| ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達……………                                | ”     |
| ◇債権差押調書の公示送達……………                                             | ”     |
| ◇不動産差押解除通知書の公示送達……………                                         | ”     |
| ◇配当計算書の公示送達……………                                              | 15540 |
| ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………                                     | ”     |
| ◇国土調査による地図及び簿冊の閲覧について……………                                    | ”     |
| 上下水道局告示                                                       |       |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定について……………                                      | ”     |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………                                   | ”     |
| ◇指定下水道工事店の指定について……………                                         | ”     |
| 選挙管理委員会告示                                                     |       |
| ◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について……………                         | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者について……………                | 15541 |
| ◇横須賀市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について……………                             | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所について……………      | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲載順序のくじを行う日時及び場所について…………… | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における期日前投票を行う場所について……………                 | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票時間について……………                | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における不在者投票を行う場所について……………                 | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者について……………     | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における投票所について……………                        | ”     |
| ◇指定投票区等の指定について……………                                           | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者について……………              | 15542 |

| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における開票の日時及び場所について……………                    | ”     |
|-----------------------------------------------------------------|-------|
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における開票管理者及び同職務代理者について……………                | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における開票立会人のくじを行う日時及び場所について……………            | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙運動費用の支出制限額について……………                 | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額について…………… | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所について……………                   | ”     |
| ◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会の事務とを併せて行わないことについて……………       | ”     |
| ◇横須賀市長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日について……………           | ”     |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について……………                          | ”     |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日について……………      | ”     |
| ◇横須賀市長選挙において当選人と決定した方の住所及び氏名について……………                           | 15543 |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙において当選人と決定した方の住所及び氏名について……………                      | ”     |
| 農業委員会告示                                                         |       |
| ◇農業委員会総会の招集について……………                                            | ”     |
| そ の 他                                                           |       |
| (横須賀市長選挙選挙長告示)                                                  |       |
| ◇横須賀市長選挙における選挙長の事務を行う場所について……………                                | ”     |
| ◇横須賀市長選挙における選挙立会人のくじを行う日時及び場所について……………                          | ”     |
| ◇横須賀市長選挙における候補者の届出について……………                                     | ”     |
| (横須賀市長選挙選挙長公告)                                                  |       |
| ◇横須賀市長選挙における供託事務を取り扱う供託所について……………                               | ”     |
| (横須賀市議会議員補欠選挙選挙長告示)                                             |       |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について……………                           | 15544 |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う日時及び場所について……………                     | ”     |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙における候補者の届出について……………                                | ”     |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙における候補者届出書記事項の異動の届出について……………                       | ”     |
| (横須賀市議会議員補欠選挙選挙長公告)                                             |       |
| ◇横須賀市議会議員補欠選挙における供託事務を取り扱う供託所について……………                          | ”     |

## 条 例

常勤特別職員給与臨時特例条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第48号 (令和 7 年 7 月 2 日)  
掲 示 済

常勤特別職員給与臨時特例条例  
(趣旨)  
第 1 条 常勤特別職員給与条例（昭和39年横須賀市条例第 8 号）の規定による常勤特別職員の給与の臨時特例については、この条例の定めるところによる。  
(給料等)  
第 2 条 市長の給料月額、常勤特別職員給与条例第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額からこの額に 100 分の 100 を乗じて得た額を減じて得た額とする。  
2 常勤特別職員給与条例第 3 条に規定する手当のうち、地域手当の額は前項に規定する給料月額により算定するものとし、その他の手当の額の算定の基礎となる給料月額は、この限りでない。  
附 則  
(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。  
(この条例の失効)  
2 この条例は、令和 7 年 9 月30日限り、その効力を失う。

規 則

横須賀市規則第63号  
横須賀市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 7 年 7 月10日  
横須賀市長 上 地 克 明  
横須賀市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則  
横須賀市児童相談所長事務委任規則（平成18年横須賀市規則第16号）の一部を次のように改める。  
第 1 条第 2 項第17号中「第 9 項及び第11項」を「第18項及び第20項」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 129 号 (令和 7 年 6 月26日)  
掲 示 済

道路の供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月26日から次のように道路の供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 7 年 6 月26日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |                                                |     |
|---------------|------------------------------------------------|-----|
| 路線名           | 起 終 点                                          | 点 点 |
| 2,838         | 野比 2 丁目 319 番の 1 地先から<br>野比 2 丁目 300 番の 1 地先まで |     |

横須賀市告示第 130 号 (令和 7 年 7 月 1 日)  
掲 示 済

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第37条の11第 1 項の規定に基づき、横須賀港の開発、利用又は保全上の支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、令和 7 年 7 月14日から施行します。  
その関係図書は、横須賀市港湾部港湾管理課において告示の

日から一般の縦覧に供します。  
令和 7 年 7 月 1 日  
横須賀市長 上 地 克 明  
1 港湾名  
横須賀港  
2 放置等を禁止する区域  
港湾隣接地域のうち、別図に示す区域  
3 放置等を禁止する物件  
船舶、土石、いかだ、竹木、車両、貨物及び貨物の運搬又は保管のために使用する物、工作物、資材並びにコンクリート塊  
(別図略)

横須賀市告示第 131 号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 7 年 7 月10日

横須賀市長 上 地 克 明  
1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号  
2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 7 年 7 月 1 日  
3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）第14条第 1 項各号に規定する保育料並びに同条第 5 項第 1 号に規定する昼食に係る額及び同項第 2 号に規定する間食に係る額その他これらに類する費用  
4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第 132 号  
児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。  
令和 7 年 7 月10日

| 横須賀市長 上 地 克 明     |       |                      |
|-------------------|-------|----------------------|
| 指 定<br>年月日        | 名 称   | 所 在 地                |
| 令和 7 年<br>4 月 1 日 | あんこ薬局 | 横須賀市安浦町 2 丁目19<br>番地 |

横須賀市告示第 133 号  
市道路線廃止に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 7 年 7 月10日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |                                            |     |            |
|---------------|--------------------------------------------|-----|------------|
| 路線名           | 起 終 点                                      | 点 点 | 重要な<br>経過地 |
| 2,086         | 西浦賀 1 丁目18番の 6 地先から<br>西浦賀 1 丁目25番の 1 地先まで |     |            |

横須賀市告示第 134 号  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年 7 月10日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 7 年 7 月10日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                          | 敷地の幅員             | 延 長          |
|-------|-----|----------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 4,172 | 旧   | 芦名 2 丁目1111番の 4 地先から<br>芦名 2 丁目1184番の 3 地先まで | メートル<br>1.9 ～ 2.0 | メートル<br>10.7 |
|       | 新   | 芦名 2 丁目1111番の 4 地先から<br>芦名 2 丁目1184番の 1 地先まで | 3.0               | 10.7         |
| 4,180 | 旧   | 芦名 2 丁目1191番地先から<br>芦名 2 丁目1184番の 3 地先まで     | 1.8 ～ 2.0         | 56.2         |
|       | 新   | 芦名 2 丁目1191番地先から<br>芦名 2 丁目1184番の 1 地先まで     | 3.0 ～ 6.0         | 56.2         |

横須賀市告示第 135 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12号）附則第 2 条第 1 項の規定により、同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項に規定する徴収の事務を次のとおり委託しました。

令和 7 年 7 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

| 住 所                  | 氏 名                              | 徴 収 事 務                |
|----------------------|----------------------------------|------------------------|
| 東京都千代田区麹町四丁目 8 番 1 号 | 一般財団法人地域総合整備財団<br>理事長<br>末 宗 徹 郎 | 横須賀市地域総合整備資金の貸付けに係る償還金 |

2 委託の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

公 告

横須賀市公告第 128 号 （令和 7 年 7 月 1 日）  
（掲 示 済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 129 号 （令和 7 年 7 月 1 日）  
（掲 示 済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                                   | 期 別     | 発 付 年 月 日      |
|---------|---------------------------------------|---------|----------------|
| 令和 6 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>（普通徴収） | 第 3 期 分 | 令和 7 年 6 月 2 日 |
|         |                                       | 第 4 期 分 | 令和 7 年 2 月27日  |
|         |                                       |         | 令和 7 年 6 月 2 日 |
|         |                                       | 3 月随時分  | 令和 7 年 4 月24日  |
| 令和 7 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>（普通徴収） | 4 月随時分  | 令和 7 年 5 月29日  |

（別紙略）

横須賀市公告第 130 号 （令和 7 年 7 月 1 日）  
（掲 示 済）

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 131 号 （令和 7 年 7 月 1 日）  
（掲 示 済）

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 132 号 （令和 7 年 7 月 1 日）  
（掲 示 済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                         | 備 考             |
|---------|-----------------------------|-----------------|
| 令和 7 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税 | 定期賦課分及び定期賦課過年度分 |

（別紙略）

横須賀市公告第 133 号 （令和 7 年 7 月 4 日）  
（掲 示 済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 134 号 （令和 7 年 7 月 4 日）  
（掲 示 済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 135 号

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 7 月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 136 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 7 年 7 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横浜 横須賀 99-82

横須賀市公告第 137 号

長井 3 丁目の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定による地籍調査を実施

し、当該土地の地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 7 年 7 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧場所  
横須賀市建設部土木用地課
- 3 閲覧期間

令和 7 年 7 月10日から同月30日までの午前 8 時30分から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

- 4 誤り等の申出

閲覧の結果、地図及び簿冊に誤り等があると認める場合は、閲覧期間満了の日までに市に申し出ることができます。誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第28号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 7 年 7 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名  | 代 表 者 名 | 所 在 地              | 指定年月日            | 有効期限            |
|------|-------------|---------|--------------------|------------------|-----------------|
| 687  | 有限会社オハラ設備工業 | 小 原 康 弘 | 横浜市港南区上永谷五丁目23番40号 | 令和 7 年<br>6 月20日 | 令和12年<br>6 月19日 |

横須賀市上下水道局告示第29号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和 7 年 7 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名   | 代 表 者 名 | 所 在 地                      | 更新された指定の有効期間                      |
|------|--------------|---------|----------------------------|-----------------------------------|
| 570  | アイシーテック株式会社  | 中 村 愛 隆 | 横須賀市小原台 2 番22号             | 令和 7 年 6 月11日から<br>令和12年 6 月10日まで |
| 571  | 株式会社 X E S T | 中 山 智 之 | 大阪府吹田市岸部南一丁目 6 番 5 － 311 号 | 令和 7 年 6 月11日から<br>令和12年 6 月10日まで |

横須賀市上下水道局告示第30号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和12年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和 7 年 7 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名     | 代 表 者 名 | 所 在 地              | 指 定 年 月 日     |
|-------|-------------|---------|--------------------|---------------|
| 須 451 | 有限会社オハラ設備工業 | 小 原 康 弘 | 横浜市港南区上永谷五丁目23番40号 | 令和 7 年 6 月20日 |

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80

条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第 15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- 1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数 6,509 人
- 2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 108,477 人
- 3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 54,239 人

横須賀市選挙管理委員会告示第11号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を次のとおり選任します。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第12号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙におけるポスター掲示場を設置する場所を、別紙のとおりに定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第13号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和 7 年 6 月15日午後 5 時10分
- 2 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第14号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 175 条第 1 項から第 3 項までの規定による投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和 7 年 6 月15日午後 5 時30分
- 2 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第15号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における期日前投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第16号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票時間を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第17号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第18号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおりに選任します。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第19号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における投票所を、別紙のとおりに定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第20号 (令和 7 年 6 月14日 掲 示 済)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、併せて指定関係投票区を定め、次のとおり施行します。

なお、令和 6 年横須賀市選挙管理委員会告示第13号は、廃止します。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市長選挙

| 指定投票区  | 指 定 関 係 投 票 区                       |
|--------|-------------------------------------|
| 第16投票区 | 第 1 投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで |

横須賀市議会議員補欠選挙

| 指定投票区  | 指 定 関 係 投 票 区                       |
|--------|-------------------------------------|
| 第16投票区 | 第 1 投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで |

横須賀市選挙管理委員会告示第21号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第22号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における横須賀市開票区の開票の日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- 1 日 時 令和 7 年 6 月22日午後 9 時  
2 場 所

- (1) 横須賀市長選挙  
横須賀市不入斗町 1 丁目 2 番地  
横須賀市総合体育会館第 1 競技場  
(2) 横須賀市議会議員補欠選挙  
横須賀市不入斗町 1 丁目 2 番地  
横須賀市総合体育会館第 2 競技場

横須賀市選挙管理委員会告示第23号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、次のとおり選任します。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第24号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における横須賀市開票区の開票立会人となるべき方につき、公職選挙法 (昭和25年法律第 100 号) 第62条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- 1 日 時 令和 7 年 6 月19日午後 5 時30分  
2 場 所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第25号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙運動費用の支出制限額を、次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- (1) 横須賀市長選挙  
候補者 1 人につき 18,600,000円  
(2) 横須賀市議会議員補欠選挙  
候補者 1 人につき 6,380,600 円

横須賀市選挙管理委員会告示第26号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第27号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めます。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- 1 横須賀市長選挙  
(1) 日時 令和 7 年 6 月23日午前10時  
(2) 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 5 階第 1 ・ 2 研修室  
2 横須賀市議会議員補欠選挙  
(1) 日時 令和 7 年 6 月23日午前11時  
(2) 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 5 階第 1 ・ 2 研修室

横須賀市選挙管理委員会告示第28号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙における開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第29号 (令和 7 年 6 月14日)  
掲 示 済

令和 7 年 7 月 9 日に任期が満了する横須賀市長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、令和 7 年 6 月15日とします。ただし、公職選挙法 (昭和25年法律第 100 号) 第86条の 4 の規定による立候補の届出の受理後とします。

令和 7 年 6 月14日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第30号 (令和 7 年 6 月15日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場を設置する場所を、別紙のとおり定めます。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第31号 (令和 7 年 6 月15日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、令和 7 年 6 月15日とします。ただし、公職選挙法 (昭和25年法律第 100 号) 第86条の 4 の規定による立候補の届出の受理後とします。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第32号 (令和 7 年 6 月23日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙において当選人と決定した方の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和 7 年 6 月23日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

| 住 所                   | 氏 名     |
|-----------------------|---------|
| 神奈川県横須賀市浦賀 7 丁目13番20号 | 上 地 克 明 |

横須賀市選挙管理委員会告示第33号 (令和 7 年 6 月23日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙において当選人と決定した方の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和 7 年 6 月23日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

| 住 所                      | 氏 名     |
|--------------------------|---------|
| 神奈川県横須賀市津久井 5 丁目 2 番 3 号 | 海 老 綾 乃 |

| 住 所                      | 氏 名     |
|--------------------------|---------|
| 神奈川県横須賀市久里浜台 2 丁目24番 13号 | 中 川 早 織 |

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 7 号 (令和 7 年 7 月 1 日)  
掲 示 済

令和 7 年第 7 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和 7 年 7 月 1 日

横須賀市農業委員会  
会長 岩 澤 健 和

- 日時 令和 7 年 7 月10日午後 3 時
- 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 会議に付議すべき事項
  - 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について
  - 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について

- 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について
- 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の事業計画変更について
- 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 農地法第18条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
- 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について

そ の 他

横須賀市長選挙選挙長告示第 1 号 (令和 7 年 6 月15日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとします。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市長選挙  
選挙長 山 口 道 夫

横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階

横須賀市選挙管理委員会事務室（6 月15日午前 8 時30分から午前10時までに限りヴェルクよこすか 5 階第 1 ・ 2 研修室とします。）

横須賀市長選挙選挙長告示第 2 号 (令和 7 年 6 月15日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙における選挙立会人となるべき方につき、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとします。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市長選挙  
選挙長 山 口 道 夫

- 日時 令和 7 年 6 月19日午後 5 時30分
- 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務室

横須賀市長選挙選挙長告示第 3 号 (令和 7 年 6 月15日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙の候補者として、次のとおり届出がありました。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市長選挙  
選挙長 山 口 道 夫

| 届出受理番号 | 届 出年月日        | 届出の別 | 候補者の氏名   | 本 籍  | 住 所      | 年 齢  | 党 派 | 職 業   | 一のウェブサイト等のアドレス                 | 新現元別 | 通称使用認定 | 選挙公報申請 |
|--------|---------------|------|----------|------|----------|------|-----|-------|--------------------------------|------|--------|--------|
| 1      | 令和 7 年 6 月15日 | 本人届出 | おばた さおり  | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満39歳 | 無所属 | 無職    | yokosuka.saori-obata.info/     | 新    | 有      | 有      |
| 2      | 令和 7 年 6 月15日 | 本人届出 | かみじ かつあき | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満71歳 | 無所属 | 横須賀市長 | https://kamiji.net/            | 現    | 無      | 有      |
| 3      | 令和 7 年 6 月15日 | 本人届出 | ためそう みのる | 東京都  | 神奈川県横須賀市 | 満71歳 | 無所属 | 無職    | https://tamesou.my.canva.site/ | 新    | 有      | 有      |

横須賀市長選挙選挙長公告第 1 号 (令和 7 年 6 月15日)  
掲 示 済

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市長選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第 1 号）第 1 条の規定

に基づき、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第86条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による候補者の届出又は推薦届出の日である 6 月15日は日曜日であるが、特に午前 8 時30分から午後 5 時まで供託事務を取り扱う供託所として、横須賀市新港町 1 番

地 8 横浜地方法務局横須賀支局を指定した旨横浜地方法務局長から通知がありました。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市長選挙  
選挙長 山 口 道 夫

横須賀市議会議員補欠選挙選挙長告示第 1 号 (令和 7 年 6 月15日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとします。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市議会議員補欠選挙  
選挙長 山 口 道 夫

横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務室（6 月15日午前 8 時30分から午前10時まで）に限りヴェルクよこすか 5 階第 1 ・ 2 研修室とします。）

横須賀市議会議員補欠選挙選挙長告示第 2 号 (令和 7 年 6 月15日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙における選挙立会人となるべき方につき、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとします。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市議会議員補欠選挙  
選挙長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和 7 年 6 月19日午後 5 時30分
- 2 場所 横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地  
ヴェルクよこすか 2 階  
横須賀市選挙管理委員会事務室

横須賀市議会議員補欠選挙選挙長告示第 3 号 (令和 7 年 6 月15日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙の候補者として、次のとおり届出がありました。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市長選挙  
選挙長 山 口 道 夫

| 届出<br>受理<br>番号 | 届 出<br>年月日       | 届出<br>の別 | ふ り が な<br>候補者の氏名 | 本 籍  | 住 所      | 年 齢  | 党 派 | 職 業  | 一のウェブサイ<br>ト等のアドレス                                 | 新現<br>元別 | 通称<br>使用<br>認定 | 選挙<br>公報<br>申請 |
|----------------|------------------|----------|-------------------|------|----------|------|-----|------|----------------------------------------------------|----------|----------------|----------------|
| 1              | 令和 7 年<br>6 月15日 | 本人<br>届出 | み た きみこ           | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満26歳 | 無所属 | 団体役員 | https://www.mi<br>takimiko.com/                    | 新        | 有              | 有              |
| 2              | 令和 7 年<br>6 月15日 | 本人<br>届出 | え び 老 あやの         | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満38歳 | 無所属 | 犬訓練士 | https://www.ebi-<br>ayano.com/                     | 新        | 有              | 有              |
| 3              | 令和 7 年<br>6 月15日 | 本人<br>届出 | うち かわ まさき         | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満54歳 | 無所属 | 無職   | https://www.ins<br>tagram.com/mas<br>aki.uchikawa/ | 新        | 有              | 有              |
| 4              | 令和 7 年<br>6 月15日 | 本人<br>届出 | なか かわ さおり         | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満56歳 | 無所属 | 会社員  |                                                    | 新        | 有              | 有              |

横須賀市議会議員補欠選挙選挙長公告第 1 号 (令和 7 年 6 月15日 掲 示 済)

令和 7 年 6 月22日執行の横須賀市議会議員補欠選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第 1 号）第 1 条の規定に基づき、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第86条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による候補者の届出又は推薦届出の日である 6 月15日は日曜日であるが、特に午前 8 時30分から午後 5 時まで供託事務を取り扱う供託所として、横須賀市新港町 1 番地 8 横浜地方法務局横須賀支局を指定した旨横浜地方法務局長から通知がありました。

令和 7 年 6 月15日

横須賀市議会議員補欠選挙  
選挙長 山 口 道 夫